

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名：全国中小企業団体中央会

1. 平成 22 年度の取組（中間報告後の追加・変更等）

1. 全国中央会の諸会議・研修会等における周知・啓発

全国中央会の諸会議・研修会等において、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する制度の周知・啓発を行った（参加者数：延べ300人）。その際、平成22年3月に作成した「中小企業のための一般事業主行動計画策定・認定取得マニュアル」、「コンサルティング業務従事者向けテキスト」を活用した。

また、平成23年1月27日には、「中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマに、厚生労働省より講師を招聘して、都道府県中央会の指導員を対象とした研修会を開催した。

2. 国等のワーク・ライフ・バランスの推進活動への協力等

国等のワーク・ライフ・バランスに関する以下の取組みについて、会員団体等に対し、文書及び全国中央会の機関誌等により周知・協力要請を行った。

- ・イクメンプロジェクト実施への協力（厚生労働省：平成22年6月）
- ・第25回男女雇用機会均等月間の実施の周知（厚生労働省：平成22年6月）
- ・2010年「第4回ワーク・ライフ・バランス大賞」の募集協力について（公益財団法人日本生産性本部：平成22年7月）
- ・男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドラインの周知（厚生労働省：平成22年9月）
- ・次世代育成支援対策法に基づく一般事業主の認定状況と推進のための周知啓発について（厚生労働省：平成22年9月）
- ・次世代育成支援対策法の施行に係る協力依頼（厚生労働省：平成22年10月）
- ・労働時間の適正化に関する要請について（厚生労働省：平成22年10月）
- ・平成23年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の募集について（厚生労働省：平成23年1月）

3. 相談窓口の設置

全国中央会では、厚生労働省から「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画を策定・実施する事業者への支援を行っている。相談窓口を設置して事業者からの相談へ対応するとともに、関係法令等の周知を行った。

4. 政策提言の実施

平成22年11月18日（木）、奈良県において第62回中小企業団体全国大会を開催し、全国から約2,000人の中小企業団体の代表が集まり大会決議を採択した。その決議の中で「ワーク・ライフ・バランスの推進」について掲げ、後日、政府・関係省庁等に対し要望を行った。

<都道府県中央会の取組み>

(1) 「次世代育成支援対策推進センター」の運営

全国中央会と同様に、38の都道府県中央会が「次世代育成支援対策推進センター」として厚生労働大臣の指定を受け、地域の中小企業を中心に、一般事業主行動計画の策定・実施のための支援をした。主な活動は、相談窓口の設置、企業訪問等による事業者相談への対応、講習会・セミナーの開催による周知・啓発、パンフレット等（総計約20,000部）の配布による広報等である。

(2) 労働局委託事業による取組み

11県中央会が労働局より委託を受けて、「一般事業主行動計画策定等支援事業」を実施。主な活動内容は、講習会・セミナーの開催、相談対応・アドバイスの実施、管内の好事例集の作成及び配布による周知活動。また、メディアを活用したPR（テレビ（大分県）、新聞（山梨県））や、行動計画策定・実施状況及び認定取得の意向等について、県内対象企業へ調査を実施した（静岡県）。

(3) 都道府県補助事業等を通じた取組み

10県中央会が、各県より委託又は補助を受けて、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を実施。主な活動内容は、講習会・セミナーの開催、個別の相談対応・アドバイスの実施した。

また、県独自の認定制度（※下記）による登録証の交付や認定企業のPR（鳥取県、岡山県、香川県、大分県）、大学との連携により従業員100人以下のモデル企業に対し支援を行うモデル事業（長崎県）等も実施した。

※・鳥取県男女共同参画推進認定企業（鳥取県）

・おかやま子育て応援共同宣言企業（岡山県）

・カエルチャレンジ企業（香川県）

・しごと子育てサポート企業（大分県）

(4) その他

上記（1）～（3）以外に、国等のワーク・ライフ・バランス推進活動の周知・啓発を行った。また、県が独自に行うワーク・ライフ・バランスに関する取組みへの参画も行った（「ながの子ども・子育て応援県民会議」長野県）。

2. 今後の取組予定

全国中央会では、平成23年度、ワーク・ライフ・バランスの推進に関して、以下の取組みを予定している。

1. 全国中央会の諸会議・研修会等における周知・啓発

全国中央会では、中小企業を指導する中央会指導員に対し、労働時間の適正化、男女間賃金格差解消、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等、ワーク・ライフ・バランスに関するテーマで10月頃に研修会を開催する予定。

2. 国等のワーク・ライフ・バランスの推進活動への協力

国等のワーク・ライフ・バランス推進に関する取組みについて、文書及び全国中央会機関誌等により、会員である都道府県中央会、全国組合等の業界組織を通じ、中小企業への周知・協力要請を行う。

3. 「次世代育成支援対策推進センター」相談窓口の設置

全国中央会では、「次世代育成支援対策推進センター」として、相談窓口を設置し、一般事業主行動計画策定・届出等に取り組む事業者からの相談に対応し、支援を行う。

4. 政策提言の実施

毎年開催している中小企業団体全国大会を、本年度は11月18日に予定している。大会決議の中に、ワーク・ライフ・バランスに関する政策提言を盛り込み、中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のための施策の充実を政府・関係省庁へ要望する予定。

3. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

中小企業においては、厳しい経済環境下において代替人員の確保等かねてからの課題もあり、なかなか一般事業主行動計画の策定までたどり着かないのが現状である。これは、平成23年4月より行動計画策定の義務が課された、101人以上300人以下企業の届出率が15.2%（平成22年12月末現在）に留まる等、数字にも表れている。

さらに、先般の東日本大震災の影響も重なり、一層厳しい経営状態となっている企業も多く、このような状況で、中小企業の一般事業主行動計画策定を後押しするには、4.の回答欄に記載する施策の充実が重要である。

4. 取組をさらに進めるといふ観点から政府・地方公共団体に期待すること（要望等）

（1）各種助成制度等の支援施策の一層の周知

現在、ワーク・ライフ・バランス推進のための事業主に対する各種助成制度が、厚労省を中心として実施されているところであるが、その内容について、広く中小企業へ伝わっているとは言えない。政府及び各省庁においては、各種助成制度の活用 の P R を関係法令や制度の普及と同時に 行 う など、より一層の周知・啓発が望まれる。

（2）中小企業事業主の意識改革と専門家によるアドバイス

中小企業が、前述の厳しい経営環境や様々課題を抱える中で、一般事業主行動計画の策定に踏み出すためには、経営者のワーク・ライフ・バランスの重要性に関する認識と積極的な取組み姿勢が不可欠である。よって意識改革のための施策と、取組みに着手する段階での専門家のきめ細かなアドバイスが重要であり、そのための施策の充実が必要である。

（3）一般事業主行動計画策定により得られるインセンティブ

法律で一般事業主行動計画策定の義務づけられた企業はもとより、従業員100人以下の中小企業も含めた企業の自主的な取組み促進のためには、一般事業主行動計画策定によるインセンティブの付加が有効と考える。

各省庁、公的機関で一部実施されている、入札制度への参入要件や各種助成金の受給者資格要件に、一般事業主行動計画策定・届出を加える等、積極的取組みを行う中小企業者に対する優遇措置のより一層の展開が望まれる。

5. その他